		法務大臣	戸籍関係情報であって第六十条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第六十条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十条で定めるもの
五十九　文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十一条で定めるもの
六十　厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であって第六十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十二条で定めるもの
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの
六十二　国土交通大臣又は環境大臣	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であって第六十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十四条で定めるもの
六十三　都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第六十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
六十四　厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であって第六十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十六条で定めるもの
六十五　国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第六十七条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第六十七条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十七条で定めるもの
六十六　国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十八条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六十八条で定めるもの
六十七　国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十九条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第六十九条で定めるもの
六十八　都道府県知事	調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）による調理師の免許に関する事務であって第七十条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第七十条で定めるもの
六十九　市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
		法務大臣	戸籍関係情報であって第七十一条で定めるもの